

1. 件名

(株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける加工施設の設計及び工事の計画の認可申請書の記載の仕方等に関する面談

2. 日時

令和5年11月17日(金) 15時30分～16時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、内海安全審査官、

青木安全審査専門職

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当部長 他2名

5. 要旨

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、配布資料に基づき、設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請書の記載の仕方等について相談があった。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・申請書の工事の方法(使用前事業者検査の方法を含む)には、技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該機器等に係る工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載するべきである。
- ・本日伝えた内容に対して、不明点があれば相談すること。

○株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、承知した旨回答があった。

6. 配布資料

資料：第4次設工認申請の体系化の見直しについて(その5) REP-2023-00756

以上